

介護保険導入後の医療機関対応および介護・医療サービス需要状況 に関する調査研究事業（要旨）

1. 調査研究の目的

平成 15 年度の介護報酬・介護保険料の見直しを経て、平成 17 年度の介護保険制度の見直しに向けた議論が本格化するが、制度の見直しに際しては、医療と介護双方のサービスを提供する療養型病床保有の医療機関の動向が注目される場所である。一方、介護保険導入による介護サービス需要の伸長にともない、介護サービス需要の動向、あるいは需要に対する影響要因について関心が高まっている。

本調査研究では、介護報酬、利用料負担率改定など制度変更を行なった際の介護サービス利用者への影響度等を把握、療養型病床保有の医療機関が介護保険導入後 3 年を経た現在、介護報酬改定、医療法改正を見据え、どのように対応し、また、今後対応しようとしているのかを詳細に分析し、介護保険制度導入後の影響や効果を医療保険とも関連付けてとらえ直すことで、今後、制度の見直しで議論されることが予想される介護保険と医療保険の適切な在り方を考察する上での一資料とすることを目的とする。

2. 調査結果のまとめ

1) 「供給側分析」のまとめ

医療保険適用の療養型病床を介護保険適用する際にどう処置したかについて、「医療保険適用をより多く残した」が約 4 割、「多くを介護保険適用とし医療保険適用も若干残した」が約 3 割であった。介護保険適用については、現有の医療保険適用病床を残しつつ慎重に転換した様子が見られる。

また、介護療養型病床の今後の展開について「分からない」、「現状維持」と回答した医療機関は回答全体の約 80%にのぼり、積極的展開を示す意見はきわめて少数であった。今後の展開については、全体としてきわめて慎重な態度が示された。介護療養型病床については、未だ報酬面や制度上の位置づけに関して流動的かつ不確実な要素が多く、将来ビジョンを立てにくいという事情が大きく影響しているものと考えられる。

さらに、病院経営における介護保険の今後の見直しに対する設問では、「明るい」とした回答はわずかに 2.3%にとどまり、「厳しい」とする回答が 73.7%と大勢を占めた。しかし「見通しが厳しい」とした中でも、介護保険について「現状規模を維持」「今後規模の拡大を図る」と回答した医療機関は併せて約 80%に達している。先行きの見通しが非常に不透明な中、医療機関側としても今後の判断について躊躇していることが見受けられるが、患者や利用者がある限り、採算性のみで事業の撤退・縮小を考慮する可能性は低いと考えられる。

2) 「需要側分析」のまとめ

訪問介護サービスについて、介護保険の自己負担に対し「減免措置」を行っているデータを用いて「需要の価格弾力性」を計測した。これは、介護サービスに対する自己負担が引き上がることで、サービスに対する需要がどの程度抑制されるかを分析したものである。

分析結果では「需要の価格弾力性」について、0.33 という結果を得た。これは、仮に自己負担率を現行の水準から 10%引き上げるとすると、サービス全体の需要は 3.3%程度の抑制でおさまることを示唆するもので、この結果を見る限りでは、訪問介護サービスは価格の影響をさほど大きく受けないと評価できそうである。

一般にサービス単価の上昇で、サービス需要は減少すると考えられるが、この結果からすると、訪問介護サービスという一断面での分析結果ではあるものの、価格上昇に伴う需要減の影響を価格上昇の影響が上回ることで、サービス事業者の収入は報酬改定前に比べ増大することが予想される。

3. 今後の課題

本調査研究により明らかとなった今後の検討・検証課題は以下の通りである。

介護療養型病床設置により、一般病床の平均在院日数は減少する傾向が認められた。しかしこの在院日数減少は、療養型病床の受入れ体制に余裕がある場合の一時的、過渡的現象である可能性もある。一般病床と療養型病床の機能連携、療養型病床から在宅復帰といった一連の「全体最適」システムの構築が今後の課題である。

介護収入割合の増加と要介護度 4、5 の患者が療養型病床に占める割合に、正の相関が示唆された。通常、重度であるほど、介護の手間は増大しコストも増大すると考えられるため、「収益」を最大化する要介護度の「構成比」については、ケアの手間により発生する費用と介護報酬の両関係からそのバランスを検討する必要がある。

需要側分析では、同一サービスにも関わらず、事業者間で利用者の利用回数に格差が存在した。ケアプランに基づくサービス提供とすれば、これはケアマネージャー間の差異とも解釈される。今後、ケアマネージャーと提供事業者との関係など、どのような要因で提供状況に差異が生じるのか検討する必要がある。

「30 分未満」でサービスを利用するケースが、より長い時間で利用するケースに比べかなり多いことが観察された。「30 分未満」のサービス利用が利用者の意向に基づくものでなく、サービス提供事業者といった供給側の要因で促されている側面がないか、詳しい検証が必要である。